

【住民非課税世帯等臨時特別給付金】

家計急変世帯の皆さまへ

【子育て世帯生活支援特別給付金】 申請受付のお知らせ

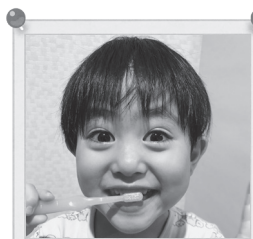
令和5年1月1日から申請期限までの間に収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）に対し、給付金を支給します。なお、給付金を受け取る場合は、申請が必要です。

給付金名	住民非課税世帯等臨時特別給付金	子育て世帯生活支援特別給付金
支援金額	1世帯あたり 3万円	児童1人あたり 5万円
申請期限	令和5年9月29日(金)	令和6年2月29日(木)
対象者	世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1カ月収入×12倍）が、市町村民税均等割非課税水準以下であること。	
必要書類	①申請日以前の任意の1カ月の収入の状況を確認できる書類の写し （給与明細書、年金振込通知書、事業・不動産収入の分かる書類など） ②申請者の本人確認書類の写し （運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳など） ③申請者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本・住民票などの写し ④受取口座を確認できる通帳やキャッシュカードなどの写し	

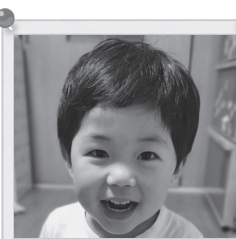
※課税相当収入限度額早見表

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額（所得）
単身または扶養親族（0名）を扶養している場合	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族（2名）を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族（3名）を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族（4名）を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

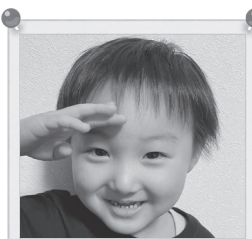
【問合せ先】 三戸町役場 住民福祉課 ☎ 20-1151



水梨 いちかちゃん



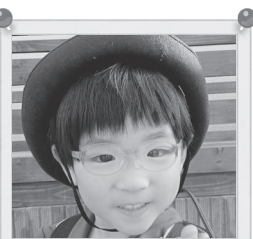
深沢 かずきくん



鈴木 あおとくん



斉藤 まおりちゃん



武士澤 まるくん



日野 かなたくん



宇藤 そうまくん

